



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

# ぎふ 環境 保全

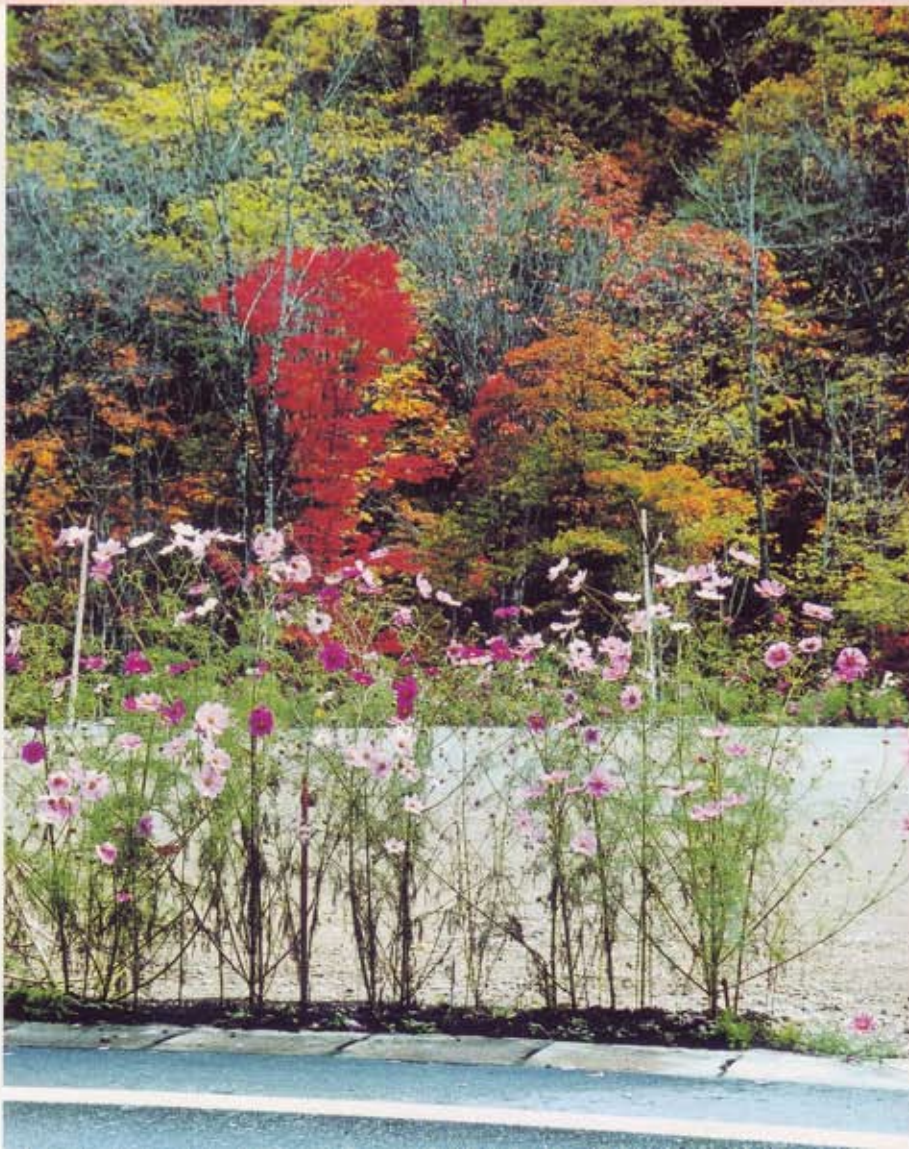
• 発行 •  
平成20年  
10月15日

VOL.  
76

行政ニュース

◆平成二〇年度環境保全関係の税制措置について

社団法人 全国産業廃棄物連合会



行政ニュース	平成20年度環境保全関係の税制措置について (社)全国産業廃棄物連合会 … 2
--------	--

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策 土岐市長 大野信彦 … 7
------	-------------------------------

トピックス	車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて 社団法人 日本自動車工業会 … 8
-------	--

協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	理事会の開催 ……………	21
	「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」 の締結 ……………	21
	地区本部長等の選任 ……………	21
	委員会の開催 ……………	23
	産業廃棄物処理施設の視察 ……………	24
	巡回指導・パトロールの実施 ……………	24
	「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施 ……………	25
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	全国正会員事務局責任者会議の開催 ……………	26
	安全衛生促進研修会の開催 ……………	26
	中部地域協議会	
	第1回全体会議の開催 ……………	26
	第2回専務理事会議の開催 ……………	26
	産業廃棄物処理関係講習会の受講結果 ……………	26
	新規加入会員の紹介 ……………	27
	社名変更の紹介 ……………	27
お知らせ	産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意 ……………	28
	協会への入会のおすすめ ……………	29
	会費の納入は便利な口座振替で ……………	30
	電子マニフェストシステムの加入申込み ……………	31
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法 ……………	32
編集後記	……………	34

## 平成20年度環境保全関係の税制措置について

社全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物処理施設等に係る税制上の特別措置について、租税特別措置法及び地方税法等により、期限を定めての特別償却又は非課税扱い等が認められています。該当する施設の設備投資を検討又は該当施設を設置した方等は、この制度をご活用ください。

なお、インターネットの国税庁のホームページ(アドレス <http://www.nta.go.jp>)には、租税特別措置法等に関する情報として「制度・手続きの概要」「申請書・届出書の様式」「耐用年数」等が載っております。詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

### 1 国税の環境保全関係税制措置一覧(平成20年度改正後)

#### 【所得税、法人税】

事項	内容	根拠条文等	期限
<b>1. 特定設備等の特別償却</b> 一般公害防止用設備 ※一台又は一基が300万円以上のものに限る。 ※新設、増設のもの。既存設備に代えて設置されたものについては、ダイオキシン類規制基準に適合しているなどの要件を満たし、環境大臣又は経済産業大臣の証明書等の添付が必要。	①産業廃棄物処理用設備 <b>【高温焼却装置】</b> 事業者又は処理業者が設置する産業廃棄物(廃油及び廃プラスチックを除く)の高温焼却装置(焼却室の出口の温度が800度以上、処理能力が毎時200kg以上の固定式に限る)(附属設備である搬送装置、砕砕装置、貯留装置、助燃装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む) ②石綿含有廃棄物無害化処理用設備 <b>【無害化処理用装置】</b> 事業者又は処理業者が設置する石綿含有廃棄物の無害化処理に使用されるもの(一日当たりの処理能力が5トン以上の固定式のものに限る)(付属設備である供給装置、貯留装置、排気管、ポンプ又は配管を含む) <b>【破砕装置】</b> 事業者又は処理業者が設置する石綿含有廃棄物を破砕することができる固定式のもの、集じん器及び密閉装置を同時に設置する場合の集じん器及び密閉装置 <b>【溶融装置】</b> 事業者又は処理業者が設置する石綿含有廃棄物を炉内温度が1500度以上の状態で溶融し、かつ、その温度を溶融に必要な滞留時間の間保つことができる固定式のもの(排ガス処理設備(これと同時に設置する上記破砕装置を含む)とともに使用されるものに限る)(付属設備である供給装置、貯留装置、排気管、ポンプ又は配管を含む) <b>【ばい煙処理用装置】</b> 事業者又は処理業者が設置するもの(付属設備である排気管、放出筒、ガス冷却器、誘引通風機、空気圧抽機、ダスト取出機、ダスト搬送機、ダスト貯りゅう機、ミスト除去機、計測装置、自動調整装置、変圧器、整流器、排ガス導管(装置本体から排気入口まで)、電動機、ポンプ又は配管を含む) <b>【超高温焼却装置】</b> 燃焼室の出口の温度が1100度以上の固定式のもの(付属設備である搬送装置、破砕装置、貯留装置、助燃装置、排気管、放出筒、送風機、計測装置、分析装置、自動調整装置、電動機、ポンプ又は配管を含む) <b>【分解装置】</b> (付属設備である搬送装置、油伏装置、解体装置、固液分離装置、気液分離装置、回収処理装置、反応生成物処理装置、冷却装置、排ガス処理装置、排水処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む) <b>【洗浄装置】</b> (付属設備である搬送装置、油伏装置、解体装置、洗浄液調整貯留装置、洗浄液再生装置、貯留装置、排ガス処理装置、排水処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む)	租特法第11条、第13条、 令第5条の10、第28条、 昭和48年大蔵省告示第69号(租税特別措置法第11条第一項の表の第一号及び第二号等の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間)	H22.3.31

<p>2.再商品化設備等の特別償却 (1)生物資源利用製品製造設備</p>	<p>【分類装置】(付風設備である集塵装置、油抜き装置、解体装置、スクラバー装置、冷却凝縮装置、真空ポンプ、貯留装置、排ガス処理装置、計測装置、分析装置、自動調整装置、送風機、電動機、ポンプ又は配管を含む)</p>	<p>初年度は普通償却のほか取得価額の14/100を償却できる。(※基準取得価格75%)</p>	<p>租特法 § 11の6①I 租特法 § 44の6①I 令 § 603① 令 § 28の① H8年大告96別表1</p>	<p>H22.3.31</p>
<p>(2)再生資源分別回収設備</p>	<p>食品循環資源再生利用設備(食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備、食品循環資源油断化設備、食品循環資源メタン化設備、生ごみ処理機及び保冷設備)に限る。なお、改正食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づき大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限る。</p>	<p>初年度は普通償却のほか取得価額の14/100を償却できる。</p>	<p>租特法 § 11の6①II 租特法 § 44の6①II 令 § 603② 令 § 28の② H8年大告96別表1</p>	<p>H22.3.31</p>
<p>3.耐用年数の短縮</p>	<p>事業者又は処理業者が設置するもの</p>	<p>構築物は18年に、機械及び装置は5年耐用年数を短縮できる。</p>	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令 § 2、別表第5</p>	<p>恒久</p>
<p>4.特定災害防止準備金 (12)維持管理積立金</p>	<p>国又は地方公共団体以外の者(青色申告書を提出する個人又は法人で、廃物の現定による一般廃棄物処理施設、資源物の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたもの)が設置する特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場(安定型・管理型に限る)</p>	<p>特定産業廃棄物最終処分場の埋立終了後における維持管理に要する費用に備えるため、その特定産業廃棄物最終処分場に、その特定産業廃棄物最終処分場につきその年において廃物の規定により埋立地再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下を特定災害防止準備金として積み立てたときは、一定の要件の下に必要経費又は損金に算入ができる。(積立金を取り戻した場合は、基金に算入される。)</p>	<p>租特法 § 2073 租特法 § 55の7 租特法 § 68の46 令 § 12 令 § 32の8 令 § 39の74 規則 § 7 規則 § 21の5 規則 § 22の47</p>	<p>H22.3.31</p>
<p>(2)維持管理積立金の対象以外の任意の準備金(平成18年4月1日前に信託契約を締結した場合の継続積立に限る。)</p>	<p>廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物処理施設施行令第5条第2項に規定する一般産業廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場</p>	<p>最終処分場の埋立終了後に必要となる覆土、植栽、点検等の維持管理に要する費用(最終処分場災害防止費用)の支出に備えるため埋立期間中に予め信託銀行へ準備金として積み立てた金額を必要経費又は損金へ算入できる。</p>	<p>旧租特法 § 2072 旧租特法 § 55の6 旧租特法 § 68の45 旧令 § 12 旧令 § 32の8 旧令 § 39の47 旧規則 § 7 旧規則 § 21の5 旧規則 § 22の47</p>	<p>当該最終処分場の最終処分終了の日</p>
<p>5.特定基金に対する負担金の損金算入</p>	<p>①対象基金 ①産業廃棄物適正処理センターに係る原状回復基金 ②環境再生保全機構に係るPCB処理基金</p>	<p>個人又は法人が、長期間にわたって使用され又は運用される基金に係る負担金又は掛金を支出した場合にはその金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、必要経費又は損金に算入できらる。</p>	<p>租特法 § 28 1項第5号 租特法 § 66の11 第1項第6号 令 § 18の4第3項第8号、第4項、第5項、第6項 令 § 39の22第2項第10号、第3項、第4項、第5項</p>	<p>恒久</p>
<p>*譲渡所得の特別控除</p>	<p>(1) 産業廃棄物処理特定施設整備法の認定を受けた整備計画に基づき整備される特定施設の用に供される土地等 (2) 広域圏環境整備センター法の規定による認可を受けた産業廃棄物の搬入施設等の整備の事業の用に供するために広域圏環境整備センターに買い取られた土地等</p>	<p>個人や法人が所有する土地等が地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合、1500万円の特別控除</p>	<p>租特法 第34号の2第2項第15号、第16号 租特法 第65条の4第12項第15号、第16号 令 § 22の8第23項、第24項 令 § 39の5第24項、第25項 規則 § 17の2①18号 規則 § 22の5①18号</p>	<p>恒久</p>



<p>①民法法に基づきPFI方式事業者が政府の補助（廃棄物処理施設整備費に係る補助）を受けて取得する廃棄物処理施設整備費に係る補助）を受けて取得する一般廃棄物処理施設の利用に供する家屋及び償却資産</p> <p>②廃棄物再生処理用設備</p> <p>③建設廃棄物再生処理装置（建設廃棄物再生処理業者が設置する建設用廃棄物選別装置に限る。）</p> <p>④飲料容器回収処理装置（飲料容器回収処理業者が設置する空きびん洗浄処理装置に限る。）</p> <p>⑤自動車部品再利用製品製造設備（製品・部品再利用製品業者が設置する自動車部品再利用製品製造設備に限る。）</p> <p>⑥食品循環資源再生処理装置（食品循環資源再生処理業者が設置する食品循環資源肥料化設備、食品循環資源飼料化設備又は食品循環資源メタン化設備に限る。）</p> <p>なお、改正食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条に基づき大臣認定を受けた計画の実行に必要な設備に限る。）</p>	<p>事務所、宿舍、休憩施設以外の施設の利用に供する家屋及び償却資産の、固定資産税又は都市計画税の課税標準が1/2、③の特別償却の対象となる償却資産は、当該特別償却率のさらに1/2) になる。</p> <p>当初の3年度分限り課税標準が3/41になる</p> <p>当初の3年度分限り課税標準が3/41になる</p> <p>当初の3年度分限り課税標準が2/3になる</p> <p>当初の3年度分限り課税標準が3/41になる</p>	<p>地方税法附則 第15条第38項 令附則 第11条第55項 規則附則 第6条第78項</p> <p>H21.3.31</p> <p>地方税法附則 第15条第15項 令附則 第11条第26項 規則附則 第6条第49項、第50項</p> <p>H22.3.31</p>
--	---	--

【特別土地保有税】（平成15年度から課税停止）

事項	内容	根拠条文等	期限
<p>①一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の用に供する土地</p>	<p>以下の施設について、非課税になる。</p> <p>○ごみ処理施設（焼却装置、破砕装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯留装置、ばい物処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）</p> <p>○一般廃棄物の最終処分場</p> <p>○産業廃棄物処理施設（廃排令第7条第1号～第13号の2に規定する許可施設）（脱水装置、乾燥装置、焼却装置、油水分離装置、中和装置、分解装置、破砕装置、コンクリート固型化装置、焙乾装置、洗浄装置及び分選装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯留装置、汚水処理装置、ばい物処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備に限る。）</p> <p>○産業廃棄物の最終処分場（廃排令第7条第14号に規定する許可施設）</p> <p>○沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、蒸気洗浄又は捨却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈殿装置、脱有機物装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯留装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水、廃液若しくは下水の有用成分を回収すること又は汚水、廃液若しくは下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）</p>	<p>地方税法 第586条第2項第2号へ 規則 第16条の6第6項、第7項</p> <p>地方税法 第586条第2項第2号ロ 規則 第16条の6第1項</p> <p>地方税法 第586条第2項第1項イ 令第54条の13第1項第1号、第2項第1号1</p> <p>地方税法 第586条第2項第4号 令 第54条の15 規則 第16条の7の2</p> <p>地方税法 第586条第2項第4の2 令 第54条の15の2 規則 第16条の7の2</p>	<p>恒久</p> <p>恒久</p> <p>区域の指定 (平成18年3月31日までに 行われたもの に限る。)か ら3年間</p> <p>平成17年3月 31日までに取 得した土地</p> <p>平成17年3月 31日までに取 得した土地</p>
<p>②水質汚濁防止法に規定する特定施設である浄化槽</p>	<p>非課税</p>	<p>地方税法 第586条第2項第4号 令 第54条の15 規則 第16条の7の2</p>	<p>非課税</p>
<p>③首都圏整備法により都市開発区域として指定された区域等において製造事業用の工場に付設される廃棄物処理施設の用に供する土地</p>	<p>非課税</p>	<p>地方税法 第586条第2項第4号 令 第54条の15 規則 第16条の7の2</p>	<p>非課税</p>
<p>④廃棄物処理法第15条の5の環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センターの業務の用に供する土地</p>	<p>非課税</p>	<p>地方税法 第586条第2項第4号 令 第54条の15 規則 第16条の7の2</p>	<p>非課税</p>
<p>⑤廃棄物処理法第20条の2に規定する登録廃棄物再生事業者が設置する廃棄物保管施設の用に供する土地</p>	<p>非課税</p>	<p>地方税法 第586条第2項第4号 令 第54条の15 規則 第16条の7の2</p>	<p>非課税</p>

## 【事業所税】

事項	内容	根拠条文等	期限
①廃棄物処理法の規定による一般廃棄物処理業の許可若しくは再生利用の特例に係る環境大臣の認定、又は市町内の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供する施設	非課税	地方税法 § 701の34③Ⅲ 規則 § 24の2の2	恒久
②廃棄物処理法施行令第5条に規定するごみ処理施設、第7条各号に掲げる中間処理施設（④を除く）及び水質汚濁防止法に規定する特定施設等（浄化槽）	資産割について課税標準が1/4	地方税法第701条の41表三 令 第56条の53第4号 規則 第24条の11第1号、第5号、第6号	恒久
③産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物再生利用認定業者の事業の用に供する施設で事務所以外の施設及び広域臨海センター法第19条に規定する業務、浄化槽法の許可を受けて行う清掃業務の用に供する施設等	資産割については課税標準が1/4 従業員割については課税標準が1/2	地方税法 第701条の41第1項表四 令 第56条の53の2 規則 第24条の11第1号、第5号、第6号	恒久
④廃棄物処理法第9条の9及び第15条の4の3に規定する広域的処理に係る特例に係る環境大臣の認定を受けて行う廃棄物の処分等の事業の用に専ら供する施設（収集・運搬の事業の用に供する施設は除く）	資産割について課税標準が1/4	地方税法附則 第32条の7の4 令附則 第16条の2の8第4項、第16条の2の10第1項	H22.3.31

## 【都市計画税】

事項	内容	根拠条文等	期限
民活法に基づくPFI選定事業者が政府の補助を受けて取得する廃棄物処理施設第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋	事業所、宿舍、休憩施設以外の施設の用に供する家屋 課税標準：1/2	地方税法 第702条第1項、第2項 法附則 第15条第38項 令附則 第11条第55項 規則附則 第6条第78項	H21.3.31

## 【軽油引取税】

事項	内容	根拠条文等	期限
廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途	課税免除	地方税法 第700条の6第5項 令 第56条の5	恒久

## 【不動産取得税】

事項	内容	根拠条文等	期限
民活法に基づくPFI選定事業者が政府の補助を受けて取得する廃棄物処理施設第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋	事業所、宿舍、休憩施設以外の施設の用に供する家屋 課税標準：1/2	地方税法附則 第11条第17項 令附則 第7条第21項 規則附則 第3条の2の16	H21.3.31

## わがまちの産業廃棄物問題と対策



### 全国に先駆け資源物回収事業開始

土岐市長 大野 信彦

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃から廃棄物の適正な処理をはじめとする環境行政に対して格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜県の東南部に位置し、名古屋市からは40km圏にあり、鉄道で名古屋駅まで約40分の距離にあります。近年、東海環状自動車道の開通に伴い中央自動車道、国道19号線とともに広域交通アクセス網がさらに充実し、本市の企業立地上の潜在能力は一層高まりました。今後は、こうした可能性を有効に活かし、産業構造の高度複合化を図り、雇用の拡大や地域の活性化をさらに推し進めてまいります。

また本市は、良質な陶磁器用粘土が豊富なことから、1,300年以上の歴史をもつ古来から焼き物の産地として発展してきました。陶磁器産業を中心とした事業所から排出される産業廃棄物は膨大な量であり、その処理については、本来事業者責任において処理すべきですが、地場産業である陶磁器産業の支援策の一つとして、一般廃棄物の処理に支障を及ぼさない範囲において、あわせ処理を行ってまいりました。

今後は、最終処分場の延命化を図るため、資源化再利用の研究などが必要であると思われま

す。一般廃棄物につきましては、経済規模の拡大・産業構造の高度化といった経済成長を背景に廃棄物の量や種類が増加し、その適正処理が複雑多様化するとともに、今や廃棄物問題は地球環境レベルで検討しなければならない極めて深刻な状況となっております。こうしたことから、本市では、資源回収方式によるごみの減量が有効な方策であると考え、昭和55年全国に先駆け資源物回収事業を開始し、今日に至るまで「資源物回収方式によるごみの減量化」すなわち「循環型社会の構築に向けてのリサイクル事業」を推進してまいりました。

一方、今もなお廃棄物の不法埋立や不法投棄による諸問題も跡を絶ちません。

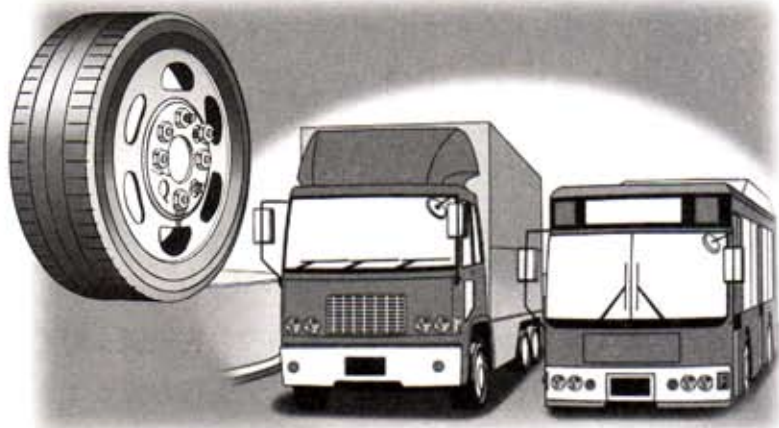
こうした諸問題の解決や、豊かな自然環境を守るために、今後におきましても貴協会のご協力を賜りますようお願い申しあげる次第であります。

最後になりましたが、貴協会のますますの発展と会員の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。



# 車輪脱落防止のための正しい 車輪の取扱いについて

社団法人 日本自動車工業会



## 大型トラック・バス

車輪は、「走る・曲る・止まる」を支える大切なもの！正しい取扱いをお願いします。

## 目次

- ① 日常点検整備時の注意事項
- ② 定期点検整備時の注意事項
- ③ ホイール取付け作業時の注意事項
- ④ タイヤ交換等ホイールを取外して行う整備時の注意事項
- ⑤ アルミホイール、スチールホイールの履き替えについて
- ⑥ その他の注意事項

### 《参考》

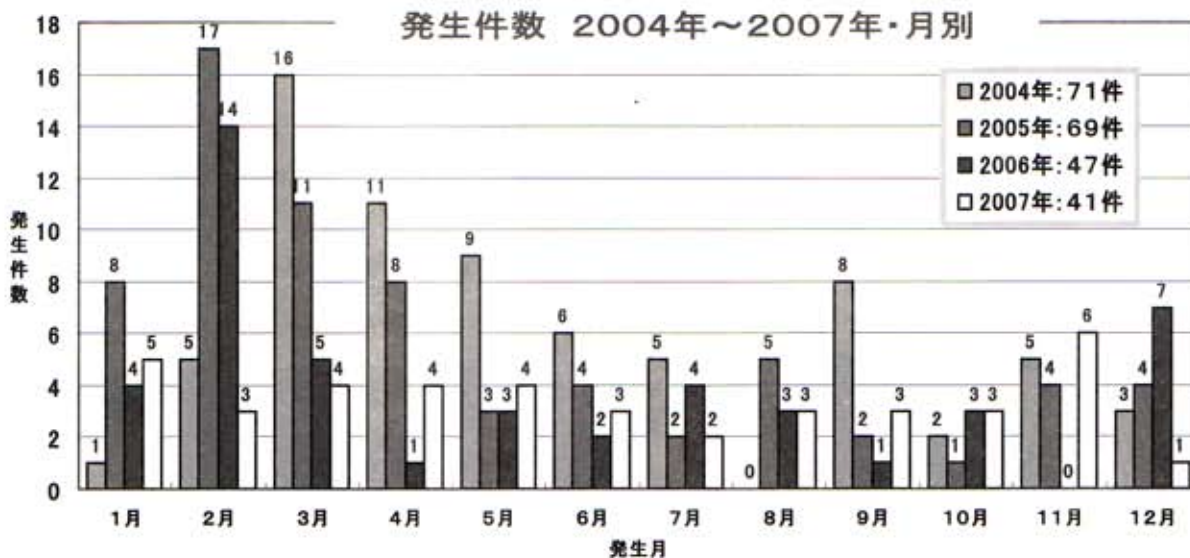
- ◆ 「JIS方式(球座面)」と「ISO方式(平座面)」の違い
- ◆ ホイールボルト、ナットへの識別表示
- ◆ 大型車のホイールナット締付けトルク一覧

- 車輪が脱落するまでには、必ず予兆があります。  
日常点検や定期点検をしっかりと行えば、車輪脱落事故は防止できます。
- タイヤ交換時などの不適切な取扱いは、車輪脱落につながります。  
必ず、ホイールボルトやナットは、正しく取扱ってください。

## 車輪脱落事故事例

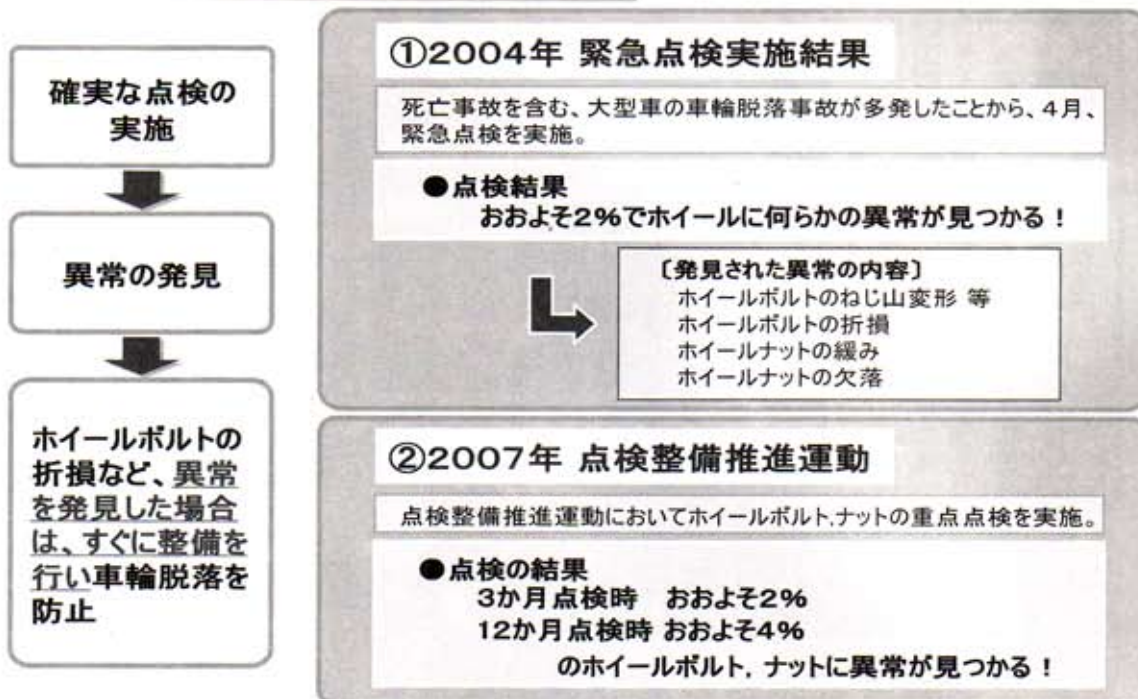


## 車輪脱落事故発生状況



- ◆ 年々減りつつも、年間 約50件におよぶ車輪脱落事故が発生。
- ◆ 従来(04～06年)は、春先を中心にしたタイヤ履き替え時期に集中。
- ◆ 発生のおほとんどが、気づきにくい後輪。

## 点検結果の状況



## 日常点検整備時の注意事項

### ①目視での点検

- ホイールボルトおよびナットがすべて付いているか点検します。
- ディスクホイールやホイールボルトまたはナットから錆汁が出ていないか、ホイールに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットからのホイールボルトの出っ張り量を点検します。出っ張り量に不揃いはないか、車輪によって出っ張り量が異なっていないか点検します。

異常がある場合は、ナットの緩みやボルトの折損につながるおそれがあります。



## 日常点検整備時の注意事項

### ②点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検

- ホイールナットの下側に指をそえて、点検ハンマや小型ハンマでホイールナットの上側面を叩いた時に、指に伝わる振動が他のナットと違ったり、濁った音がしないか点検します。
- 後輪のダブルタイヤ(JIS方式)は、必ず、インナーナットとアウターナットの両方を点検します。

異常がある場合は、ナットの緩みやボルトが折損しているおそれがあります。



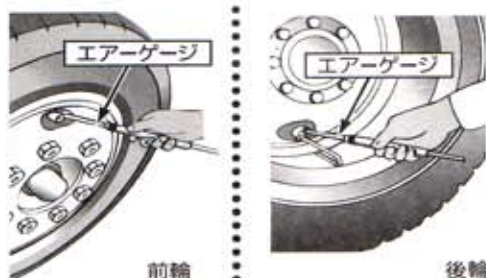
## 日常点検整備時の注意事項

### ③タイヤ空気圧の点検

- タイヤに亀裂や損傷、異常な摩耗がないこと、タイヤの溝深さが十分あることを点検するとともに、空気圧が規定の範囲内にあるかを点検します。  
特に、ダブルタイヤや偏平ラジアルタイヤの場合は、空気圧が低下していても目視では分かりにくいので、エアゲージを使用して点検してください。

※アルミホイールの場合は、ダブルタイヤの内側タイヤのバルブにエクステンションを取付けるか、専用のエアゲージを使用すると点検が容易に行えます。

タイヤの空気圧が不適切なまま走行を続けると、パンクやバーストを招きやすくなります。空気圧が低いまま走行したり、パンクしたまま走行すると、ホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故の原因となります。



## 定期点検整備時の注意事項

### 《3か月定期点検時》

日常点検に加え、次の要領でホイールナットの緩みを点検します。ホイールナットの増し締めも、この要領で行います。

#### ①ホイールナットの緩み点検

- ホイールナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチなどを使用して点検します。

[シングルナットの場合]JIS方式(球座面)のシングルタイヤ及びISO方式(平座面)のタイヤ

- ホイールナットを締め方向に規定のトルクで締付けます。

締付けを行った後も、ナットがたびたび緩むなど異常があった場合は、必ず点検整備を実施してください。

ホイールを外して点検整備を行う場合は、「タイヤ交換等ホイールを外して行う整備時の注意事項」に従ってください。

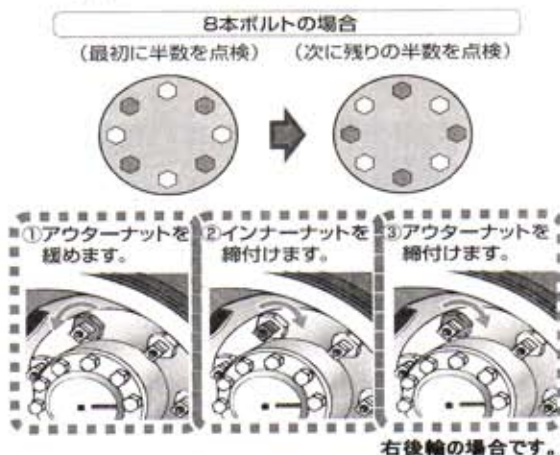


## 定期点検整備時の注意事項

[ダブルナットの場合]JIS方式(球座面)のダブルタイヤ

- 最初にホイールボルトの半数(1個おき)のアウトナーナットを一旦緩めて、インナーナットを規定のトルクで締め方向に締付けます。(この時、残りのホイールボルトのナットは緩めないでください)次に、アウトナーナットを規定のトルクで確実に締付け直します。続けて、残りの半数のアウトナーナットを緩め、同様にインナーナット、アウトナーナットの順に締付けます。

※アウトナーナットのねじ部、座面部(球座面)には、エンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。



左後輪での例です。



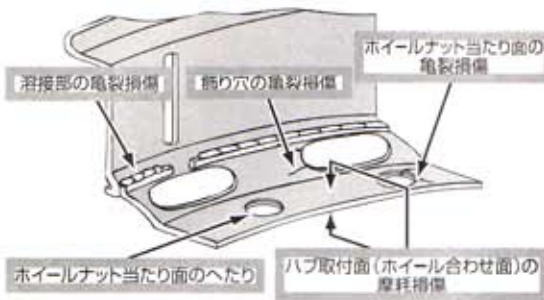
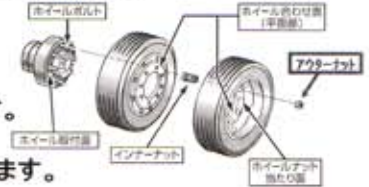
## 定期点検整備時の注意事項

### 《12か月定期点検時》

ディスクホイールの点検は、ホイールを取外して行います。併せて、ホイールボルトやホイールナットおよびハブなどの関連部品に異常がないか点検してください。

#### ① ディスクホイールの点検

- ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷、へたりがないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ハブへの取付面とホイール合わせ面に摩擦や損傷がないか点検します。



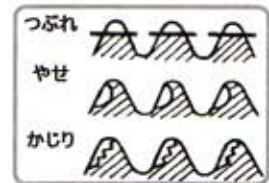
※ チューブ付きタイヤ用ディスクホイールの例です。



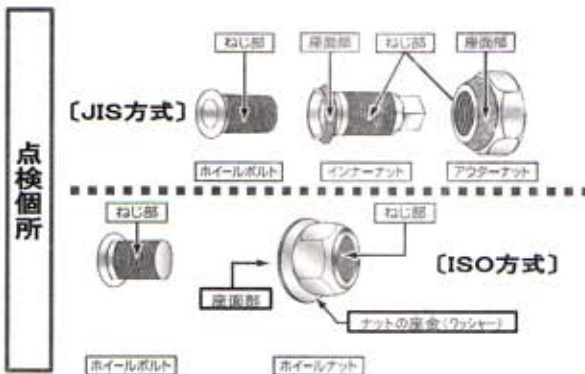
## 定期点検整備時の注意事項

#### ② ホイールボルト、ナットの点検

- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ボルトが伸びていないか、著しい錆びの発生がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないか点検します。
- ISO方式(平座面)のナットの座金(ワッシャー)が、スムーズに回転するか点検します。



※ 錆びや汚れを落とし、ねじ部にエンジンオイルを薄く塗布してナットを手で回した時、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪全てのホイールボルト、ナットを交換してください。

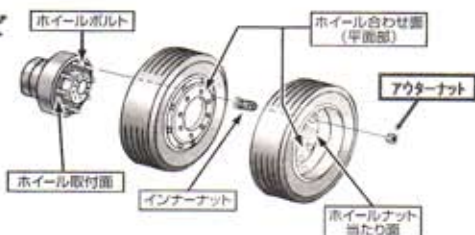
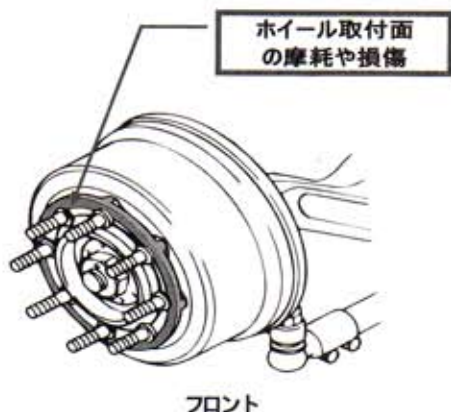


## 定期点検整備時の注意事項

### ③ハブの点検

- ディスクホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

ディスクホイールの破損や、ホイールボルトの折損などによる車輪脱落事故の原因となります。

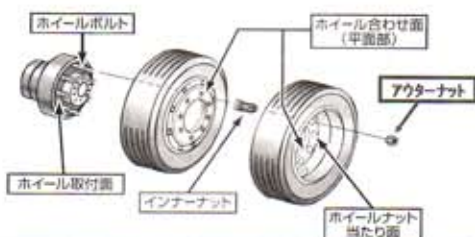


## ホイール取付け作業時の注意事項

### ①ディスクホイール、ハブ、ホイールボルトの清掃

- ディスクホイール取付面、ホイールナットの当たり面、ハブ取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除きます。

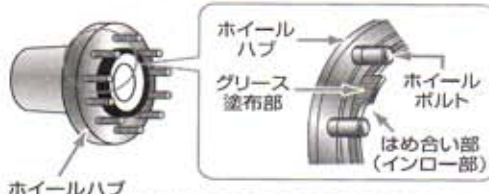
※ディスクホイール取付面やホイールナットの当たり面、ハブ取付面への追加塗装は行わないでください。厚い塗膜は、ホイールナットの緩みやホイールボルト折損の原因となります。



《ISO方式(平面部)ディスクホイール取付け時の留意点》

ISO方式(平面部)の場合には、ディスクホイールをハブに取付ける際に、ディスクホイールのハブへの固着を防止するために、ハブのはめ合い部(インロー部)に、グリースを薄く塗布します。

※特に冬期間の走行後には、ディスクホイールがハブに固着して、ホイールが取外しにくくなる場合があります。



## ホイール取付け作業時の注意事項

### ②ホイールボルト、ナットのねじ部の潤滑

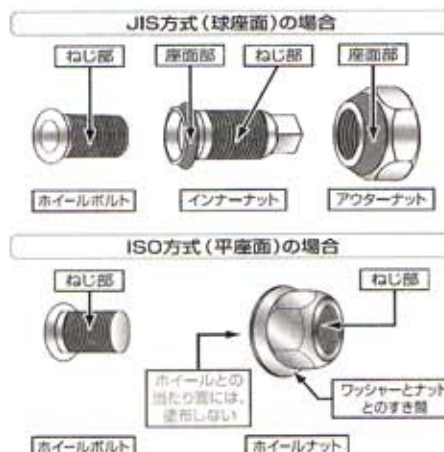
〔JIS方式(球座面)の場合〕

- ホイールボルト、ナットのねじ部、座面部(球座面)に、エンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。

〔ISO方式(平座面)の場合〕

- ホイールボルトとナットのねじ部、ナットの座金(ワッシャー)とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布します。

※ ホイールと座金(ワッシャー)との当たり面には、エンジンオイルなどの潤滑剤の塗布は行わないでください。



※ 潤滑剤は、お車の取扱説明書に記載されている油脂を使用してください。

二硫化モリブデン入りのオイルやグリースなどは、絶対に使用しないでください。過大な締付けとなり、ホイールボルト折損などの原因となります。

## ホイール取付け作業時の注意事項

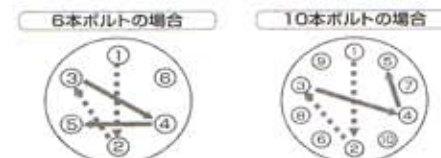
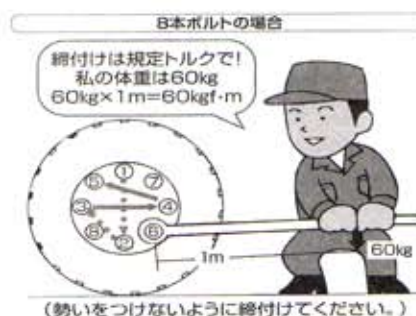
### ③ホイールナットの締付け

- ホイールナットの締付けは、対角線順に、2~3回に分けて行い、最後にトルクレンチなどを使用して、規定のトルクで締付けます。

※インパクトレンチで締付ける場合は、エア圧レギュレータの調整や締付け時間に十分注意して、締めすぎないようにしてください。最後にトルクレンチなどを使用して規定のトルクで締付けます。

- ダブルタイヤは、最初に内側タイヤのインナーナットを上記の方法で締付け、次に、外側タイヤのアウターナットを同様の手順で締付けます。

※ISO方式(平座面)の場合のダブルタイヤは、シングルナット(1個のナット)で締付けます。



規定の締付けトルクは、大型車のホイールナット締付けトルク一覧で、確認してください。



## ホイール取付け作業時の注意事項

### ④ホイールナットの増し締め

- ホイール取付け後の走行による初期なじみによって、ホイールの締付力が低下します。取付け後、50～100km走行を目安に、ホイールナットの増し締めを行ってください。  
増し締めは、定期点検整備時の注意事項《3か月定期点検時》の「①ホイールナットの緩み点検」の方法で行います。

【増し締めのお願い書面(例)】

定期点検や車検でホイールを脱着した後は、50～100km走行後を目安に、ホイールナットの増し締めをお願いします。

お客様各位

ホイールナット増し締めのお願い

この度は弊社サービス工場に入庫いただき、誠にありがとうございます。早速入庫いただいたお車を整備におきまして、ホイールの取付け作業を行いました。ホイールナットの締付方は、ホイール取付け後の走行による初期なじみによって、低下します。50～100kmの走行を目安に、増し締めを実施いただきますようお願いいたします。お車に損傷を発生した場合は、必ず当店でディーラーのインスペクターへご連絡ください。

ホイールナット増し締めの方法	重要事項
【シングルナットの場合】（60％未満のシリンダーナット及び70％未満のタイヤ）	ナットは必ずタイプ（規格）別（例）
	<small>タイプ（規格）別（例）</small> タイプ（規格）別（例） タイプ（規格）別（例） タイプ（規格）別（例） タイプ（規格）別（例）

ポイント

メソッド：ナットに付属するドライバーを、50～100km走行後を目安に規定トルクでホイールナットの増し締めをしてください

社 式：\_\_\_\_\_ 所在地：\_\_\_\_\_

※本車検整備は、自乗車検と異なり、店長の第一署長に承認を受けて、発行された検査合格証書に基づき実施いたします。

【記録簿でのお願い(例)】

## タイヤ交換等ホイールを取外して行う整備時の注意事項

- タイヤのローテーションやパンク修理などで、ディスクホイールを取外した際には、「定期点検整備時の注意事項《12か月定期点検時》」に準じて、ホイールボルトやホイールナット、ディスクホイール、ハブなどの関係部品に異常がないか点検するようにしてください。
- 左車輪に異常があった場合は、右車輪も入念に点検を行うなど、異常が発見された際には、その他の車輪の点検も確実に行ってください。
- また、ホイールの取付けに当たっては、前述の「ホイール取付け作業時の注意事項」に従うとともに、50～100km走行を目安に、増し締めを実施してください。

### その他の注意事項

#### ①タイヤパンク時の注意

- 走行中にタイヤの異常を感じた場合は、直ちに安全な場所に停車してください。パンクしたまま走行すると、ホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故の原因となります。

#### ②過積載の禁止

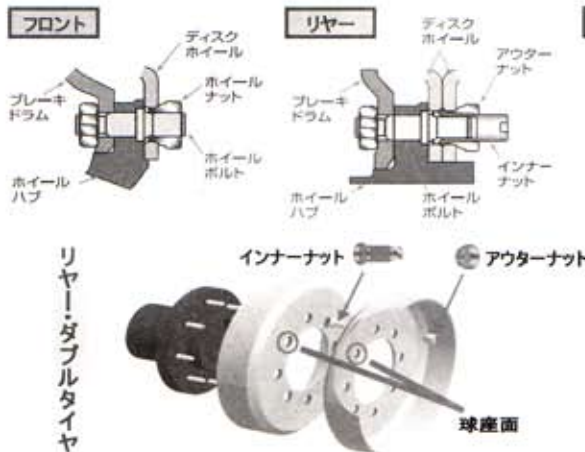
- 過積載での走行は、ホイールボルトに無理な力がかかり、ボルト折損による車輪脱落事故などの原因となります。適切な積載を遵守して運行してください。

### ◆ JIS方式とISO方式の違い

大型トラック、バスの多くに採用されているJIS方式(球座面方式)と大型観光バスなどの一部で採用されているISO方式(平座面方式)の違いです。

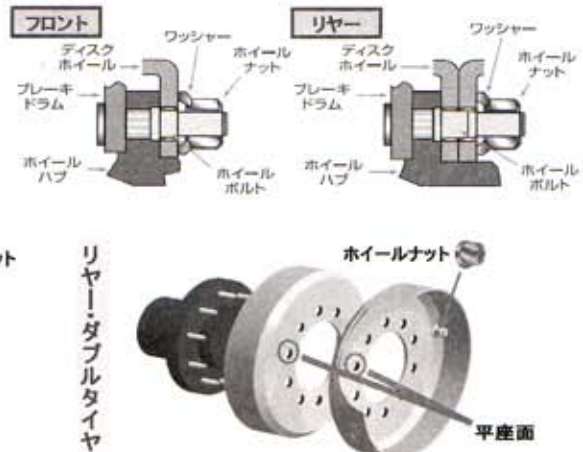
#### JIS方式(球座面)

ホイールを球座面で締付けます。ダブルタイヤは、それぞれ、インナーナット、アウターナットで別々に締付けます。



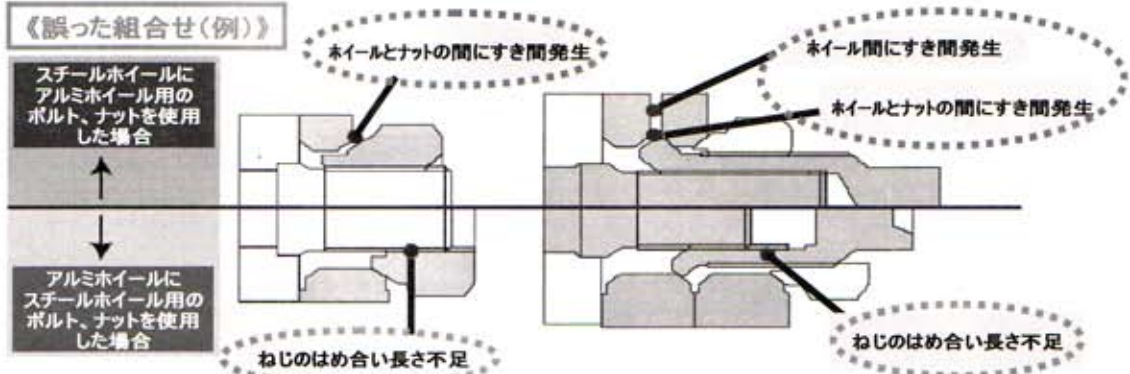
#### ISO方式(平座面)

ホイールを平座面で締付けます。ダブルタイヤも一つのナットで共締めします。また、ホイールのセンタリングをハブのインローで行います。



### アルミホイール、スチールホイールの履き替えについて

- スチールホイール、アルミホイールは、それぞれ専用のホイールボルトやナットが必要となります。アルミからスチールホイールに、またはスチールからアルミホイールに履き替える場合は、専用のホイールナットやホイールボルトに交換してください。
- それぞれ、ホイールボルトやナットを混用すると、長さや形状が異なるため、ねじの底つきによるすき間の発生やめ合い不足によって、締付け力が十分得られず、ホイールボルトの折損やディスクホイール破損の原因となります。また、スチールホイールとアルミホイールの混用は行わないでください。



誤った使い方をすると、締付け力が十分得られず、ホイールボルトの折損やディスクホイール破損の原因となります。

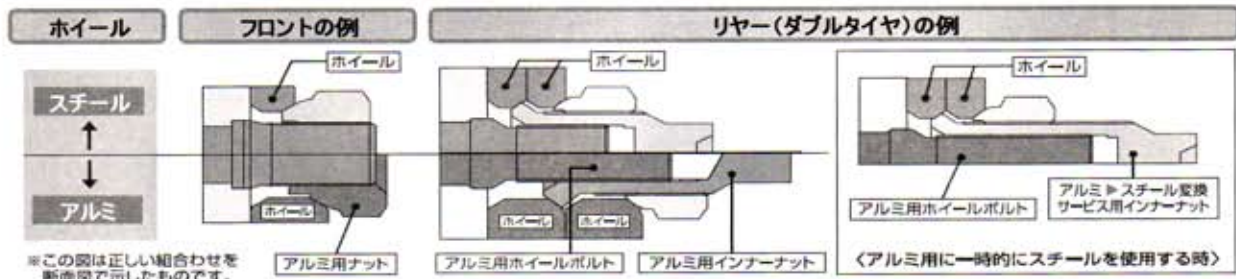
## アルミホイール、スチールホイールの履き替えについて 《アルミ、スチールでの変更内容》

JIS方式(球座面)			
ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え	アルミ用に一時的にスチールを使用する時(注1)
フロント	アルミ用のナットに交換(注2)	スチール用のナットに交換(注2)	スチール用のナットに交換
リヤ(ダブルタイヤ)	ホイールボルト、インナーナットをアルミ用に交換	ホイールボルト、インナーナットをスチール用に交換	アルミ用ホイールボルトを使用してスチールを履く場合のサービス用インナーナットに交換(注3)

注1: アルミホイールを履いた車両で、冬期間スチールホイールのスタッドレスタイヤを使用するような場合です。

注2: 日野車は、ナットに加え、それぞれ専用のホイールボルトに交換します。(いすゞ、日産ディーゼル、三菱ふそう車は不要です)

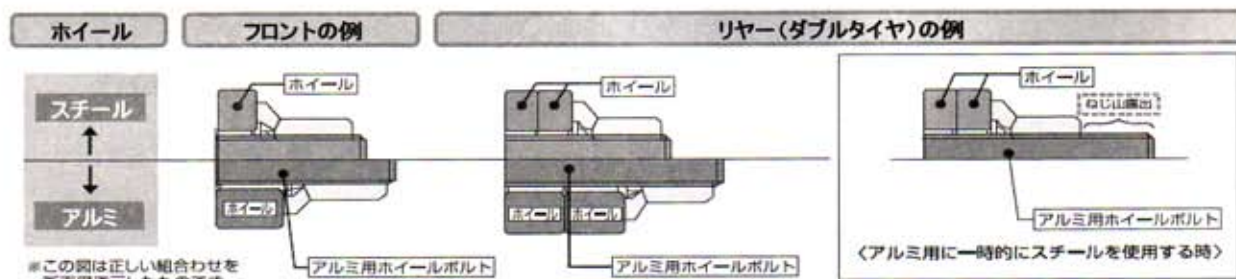
注3: 再度、アルミホイールを履く場合には、アルミ用のインナーナットへの交換が必要です。



## アルミホイール、スチールホイールの履き替えについて

ISO方式(平座面)			
ホイール	スチールからアルミに履き替え	アルミからスチールに履き替え	アルミ用に一時的にスチールを使用する時
フロント リヤ	ホイールボルトをアルミ用に交換 (ホイールナットは共用品)	ホイールボルトをスチール用に交換 (ホイールナットは共用品)	そのままアルミ用ホイールボルトにスチールホイールを装着(ホイールナットは共用品) (注1)

注1: ホイールボルトがホイールナットから出っ張ります。出っ張った部分にグリスを塗るなどして、ねじ部の防錆を行ってください。



### ◆ホイールボルト、ナットへの識別表示

ホイールボルトやホイールナットには、それぞれ、ねじの方向、スチールホイール用、アルミホイール用、スチール・アルミ共用の識別マークを入れています。 ※ 2007年生産車から実施

JIS方式(球座面)

ボルト



右ねじ用  
スチール用  
スチール用  
右ねじの例

アウトナーナット



右ねじ用  
スチール/アルミ共用  
スチール/アルミ共用  
右ねじの例

JIS方式(球座面)インナーナット

インナーナット



左ねじ用  
アルミ用  
アルミ用  
左ねじの例

アルミ→スチール変換用インナーナット



スチール用  
アルミ→スチール  
変換サービス用  
インナーナット  
右ねじ用  
アルミ→スチール  
変換サービス用インナーナット  
右ねじの例

識別マークの表示

ねじの方向	右ねじ	R
	左ねじ	L
ホイールの種類	スチール用	ST
	アルミ用	AL
	共用	S・A

【フロント、アルミ用での表示例】



ナット

RAL

右ねじ  
アルミ用

ボルト

RSA

右ねじ  
共用

※ 締付け状態ではありません。

### ◆大型車のホイールナット締付けトルク一覧

締付けトルク: kgf・m(N・m)

メーカー	ボルト6本タイプ(JIS方式/球座面)		ボルト8本タイプ(JIS方式/球座面)		ボルト10本タイプ(ISO方式/平座面)	
	主要車型(通称名等)	締付けトルク	主要車型(通称名等)	締付けトルク	主要車型(通称名等)	締付けトルク
いすゞ	[トラック:フォワード] FR*, FS*, GS*	45~50 (440~490)	[トラック:フォワード, ギガ] FS*, FT*, FV*, CV* CX*, CY*, EX*	55~60 (540~590)	[トラック:ギガ] EX*	50~55 (490~540) ※注1
	[バス:エルガミオ] LR*		[バス:エルガ, ガーラ] LT*, LV*, HR*		[バス:ガーラ] LV*, RU*	
	[バス:ガーラミオ] RR*	40~48 (390~470)	[バス:スペース*] RM*, RP*, JP*, UA* RA*, RD*, RG*, AS*		[トラック:ピックアップ, クオン] CF*, CZ*	60~65 (590~640)
日産ディーゼル	[トラック:コンドル, ピックサム] MK*, LK*, PW*, CW* CX*, CG*	38~43 (370~420)	[トラック:コンドル, ピックサム, クオン] LK*, PK*, PW*, CK*, CV*, CD*, CW* OX*, CG*, GK*, GW*, CF*, CZ*	[バス:スペース*] RM*, RP*, RA*, RD*, RG*, AS*	55~60 (540~590)	
	[バス:スペース*] RM*, JM*, EN*, RN*		[トラック:レンジャー, プロフィア] FE*, FG*, GK*, FR*, FS* FN*, FW*, SH*, SS*	[トラック:日野スカニア] SHD*	61 (600)	
日野	[トラック:レンジャー] FC*, FD*, GC*, GD*	40~48 (390~470)	[バス:レインボー, ブルーリボン] KV*, HR*, HU*, HT*	[トラック:プロフィア] FR*, FS*	50~55 (490~540) ※注1	
	[バス:メルファ, レインボー] RR*, RJ*		[トラック:スーパーグレート] FK*, FL*, FQ*, FM*, FP* FU*, FV*, FT*, FS*, FY*	[トラック:スーパーグレート] FR*, FU*, FV*, FT*		57~67 (560~660)
	[バス:レインボー] KR*	45~50 (440~490)	[バス:エアロ*] MJ*, MK*, MP*, MM* MS*, MU*, AA*, AJ*	[バス:エアロ*] MP*, MS, MU*, AA*	55~60 (540~590)	
三菱ふそう	[トラック:ファイター] FH*, FK*, FL*, FN*	38~42 (370~410)				
	[バス:エアロミディ] ME*, MJ*, MK*, AR*					

※ 注1: 総輪駆動車(いすゞ:SF\*, SZ\*)(日野:HF\*, HZ\*)で、前輪が「ホイールボルト10本・ISO(平座面)」の締付けトルクは、60~65kgf・m(590~640N・m)です。  
 ※ 表中の主要車型(通称名等)欄の「\*」以降は、省略しています。  
 ※ 上表以外の車型は、車載の取扱説明書や整備マニュアルに記載されている締付けトルクで締付けてください。

## 自動車点検基準改正

### 大型車

ホイールボルト関係の点検が義務付けられる

大型車の車輪脱落事故が多発していることから、事故の防止対策として、ホイールボルト関係の点検項目を、日常点検および定期点検項目に追加。

#### 【追加された項目】

- 〈日常点検〉 ディスクホイールの取付け状態が不良でないこと
- 〈定期点検〉 ホイールナット及びホイールボルトの損傷（12か月点検）

改正「自動車点検基準」  
平成19年4月1日から施行

※ 大型車：車両総重量8トン以上のトラックまたは乗車定員30人以上のバス

## お知らせ

### 大型自動車を使用されている皆様へ

本年4月11日、静岡県牧之原市の東名高速道路において、大型トラックのタイヤが外れて中央分離帯を乗り越え、対向車線を走行していた観光バスに衝突し、観光バスの運転者が死亡したほか乗客7名が負傷する事故が発生しました。

事故原因は未だ調査中ですが、事故を起こした大型トラックの使用人はタイヤに関する点検を含め、法令で定められた3ヶ月毎の点検を行っていなかったとの情報が得られています。

大型自動車のホイール・ボルトとナットの点検については、日常点検においてディスク・ホイールの取付状態が不良でないことを点検ハンマーなどにより点検すること、3月ごとの定期点検において、ホイール・ボルトとナットに緩みがないかをトルクレンチなどにより点検することとされており、これら点検整備を確実に実施することは、道路交通の安全を確保する上で欠かせないものであり、これらを怠ることにより重大事故につながる危険性があります。

つきましては、自動車使用者の皆様におかれましては、自動車の点検整備の必要性をご認識いただき、ホイール・ボルトとナットの点検を含む日常点検整備及び定期点検整備等を確実に実施するようお願いいたします。

平成20年 4月14日  
国土交通省自動車交通局

〈社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

平成20年度第2回理事会が、平成20年8月6日(木)に「県民ふれあい会館」において開催されました。

この理事会では、最初に報告事項として次のことが報告されました。

報告事項

(1) 会議報告

- ・(社)全国産業廃棄物連合会第24回通常総会(6月13日開催)
- ・平成20年度中部地域協議会第1回全体会議(7月24日開催)
- ・全国正会員事務局責任者会議(7月25日開催)

(2) 委員会報告

- ・各委員会の審議結果(7月29日、30日開催)

続いて、次の3議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で可決承認されました。

第1号議案 地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等復旧活動支援要綱に基づく地区本部長等の選任

第2号議案 理事の辞任

第3号議案 新規加入会員の承認

続いて、次のことについて説明が行われま



第2回理事会

した。

- (1) 電子マニフェストシステムへの加入意向調査の結果

○「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」の締結

平成20年8月20日(木)に、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」の締結式が「岐阜県庁」において行われました。

この締結式では、岐阜県の古田環境生活部長と当協会の坂理事長が、協定書を互いに交換し、災害廃棄物処理の協力協定が結ばれました。

大規模災害時には、会員の皆様にご支援をお願いすることになりますが、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」の締結式

○地区本部長等の選任

平成20年8月6日(木)開催の第2回理事会において、次の方々が「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等復旧活動支援要綱」に基づく各地区の地区本部長、地区副本部長及び地区本部員に選任されました。

(1) 岐阜地区

- 本部長 粥川 長司(粥川商店)  
副本部長 小塚 貞彦(小塚メタル)

# 協会だより

同 高井 信夫(タカイ商事)  
 本 部 員 荒井美津子(ブルーボックス)  
 同 石田 信正(岐阜代用燃料)  
 同 石原 幸喜(丸石)  
 同 臼井 清三(日本ウエストン)  
 同 金森 茂(県環境推進協会)  
 同 川合 清和(カワイ工業)  
 同 熊崎 守男(東海公営事業)  
 同 鈴木 俊男(鈴木組)  
 同 高木 雅浩(県管設備工業協同組合)  
 同 竹中 靖(市川工務店)  
 同 玉田 弘毅(玉田建設)  
 同 丹羽 武(丹羽建材)  
 同 野々村 清(野々村商店)  
 同 林 久仁(美濃環境保全社)  
 同 山口 繁(中部浄化工業)

## (2) 西濃地区

本 部 長 木村 虎男(斫木村)  
 副本部長 大野 安一(山村碎石)  
 同 野村 清晴(フジムラサービス)  
 本 部 員 伊藤 達夫(澁リサイクルセンター)  
 同 伊藤 博視(伊藤建工)  
 同 井原 清(セイノーマテリアル)  
 同 井原 良雄(油研)  
 同 加藤 弘夫(三建産業)  
 同 川村 壮毅(エコムカワムラ)  
 同 小森 徹郎(旦鳥鉾山)  
 同 木村 志朗(岐建)  
 同 宗宮 正和(西濃建設)  
 同 田中 正男(東海企業)  
 同 土屋 智義(土屋組)  
 同 堤 俊治(丸硝)  
 同 日比 清(日江環境開発)  
 同 藤見 幸彦(佐竹組)  
 同 星野 熊夫(星野産商)  
 同 牧野 好晃(日本環境管理センター)  
 同 森 泰朗(揖斐郡森林組合)  
 同 矢橋 龍宜(矢橋林業)

同 山本 数弘(三洋電機)  
 同 若山三代子(池田環境保全)  
 同 渡邊 輝美(丸文工業)

## (3) 中濃地区

本 部 長 清水 道雄(寿和工業)  
 副本部長 天池 孝一(青協建設)  
 同 鈴木 兼利(平成舗道)  
 本 部 員 伊藤 正規(伊藤建設)  
 同 伊藤 光邦(丸光イトウ)  
 同 小澤 孝導(小澤瓦工業)  
 同 兼松 誠吾(中濃産廃処理推進協議会)  
 同 國本 吉男(國本起業)  
 同 後藤 利夫(県家庭紙工業組合)  
 同 小西 輝幸(リサイクル大輝)  
 同 佐合 隆治(佐合木材)  
 同 高橋 喜一(丸高商事)  
 同 多治見 崇明(山友木材)  
 同 津田 芳朗(県メッキ工業組合)  
 同 椿井 昭美(日吉クレーン工業)  
 同 橋本 直美(橋本)  
 同 山下 誠(マルハチフィードバック)  
 同 山下 八起(レミックマルハチ)

## (4) 東濃地区

本 部 長 國本 吉男(國本起業)  
 副本部長 酒井 良郎(マルエス産業)  
 同 山田 輝幸(山田林業)  
 本 部 員 阿部伸一郎(セントラル建設)  
 同 金沢 義弘(金沢建設)  
 同 瀨瀬 和人(瀨瀬)  
 同 柴田 和彦(柴田建設)  
 同 菅原 一郎(ケイナククリーン)  
 同 高木 良直(協和物流)  
 同 柘植 森衛(東海バイオ)  
 同 中島 紀子(中島工務店)  
 同 萩 義弘(恵那産廃処理推進協議会)  
 同 橋本 昭博(橋本組)  
 同 古川 和博(古川建材工業)  
 同 正村 洋三(正村工建)

同	南 健一(薩南)
(5) 飛騨地区	
本部長	大村 辰男(丸大興業)
副本部長	杉下 武夫(丸武産業)
同	丁 明夫(マテリアル東海)
本部長	青木 良弘(東海環境アイベロッパ)
同	牛丸 圭五(牛丸商店)
同	垣越 亮二(垣源工業)
同	柿本美智子(高山清掃事業)
同	加藤 勝(加藤土木)
同	河尻 和憲(金山チップセンター)
同	熊崎 守男(益田清掃社)
同	鍋島 徹哉(飛雄建設)
同	山下 博之(山下技装)
同	山田 貴敏(笠原木材)

副班長	丹羽 武(副委員長)
班 員	小塚 貞彦(副委員長)
同	林 久仁(委員)
同	山田 輝幸(委員)
同	山本 数弘(委員)
同	若山三代子(委員)

(情報収集班：広報編集委員会)

班 長	野村 清晴(委員長)
副班長	山口 繁(副委員長)
班 員	天池 孝一(副委員長)
同	大野 安一(委員)
同	金森 茂(委員)
同	兼松 誠吾(委員)
同	川合 清和(委員)
同	野々村 清(委員)

なお、協会本部役員は、「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等復旧活動支援要綱」に基づき、次のとおり定められています。

本部長	坂 志郎(理事長)
副本部長	清水 道雄(副理事長)
同	後藤 利夫(副理事長)
同	白井 清三(研修指導委員長)
同	野村 清晴(広報編集委員長)
同	粥川 長司(適正処理委員長)

(機材等供給班：適正処理委員会)

班 長	粥川 長司(委員長)
副班長	木村 虎男(副委員長)
同	竹中 靖(副委員長)
班 員	石田 信正(委員)
同	杉下 武夫(委員)
同	高木 雅浩(委員)
同	津田 芳朗(委員)
同	丁 明夫(委員)

(総務班：総務委員会)

班 長	清水 道雄(委員長)
副班長	鈴木 兼利(副委員長)
同	高井 信夫(副委員長)
班 員	大村 辰男(委員)
同	國本 吉男(委員)
同	熊崎 守男(委員)
同	清水 利康(委員)
同	萩 義弘(委員)

(事務局) 高木 正弘(専務理事)

○委員会の開催

平成20年7月29日(火)と30日(水)に、総務委員会等四つの委員会が「ウェルサンピア岐阜」において開催されました。各委員会においては、次の協議事項について審議が行われ、いずれも原案どおり承認されました。

第2回研修指導委員会(7月29日)

(協議事項)

- ・産業廃棄物関係法令等研修会の開催

(調整班：研修指導委員会)

班 長	白井 清三(委員長)
-----	------------



## 第2回総務委員会(7月29日)

(協議事項)

- ・安全衛生促進研修会の開催

## 第2回適正処理委員会(7月30日)

(協議事項)

- ・災害廃棄物処理等復旧活動の支援
- ・電子マニフェストシステムへの加入意向調査の結果
- ・巡回指導・パトロールの実施

## 第2回広報編集委員会(7月30日)

(協議事項)

- ・協会報第76号の編集方針
- ・「県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施

## ○産業廃棄物処理施設の視察

昨年度に引き続き、本年度も県外の先進的処理施設を視察したいということで、平成20年7月9日(木)に、滋賀県甲賀市の「(財)滋賀県環境事業公社 クリーンセンター滋賀」をバス2台(参加者69名)で訪れました。

この「クリーンセンター滋賀」は、表面遮水工にベントナイト改良土と二重の遮水シートに加え、水漏れをチェックする遮水シート破損検知システムを採用し、さらには、万が一の事態に備えて、貯留構造物の直下流部に連続地中壁による鉛直遮水壁を備える多重安定構造の産業廃棄物管理型最終処分場です。

また、浸出水は、水処理施設で水質浄化を行い、通常は河川に放流しますが、この処分場では一定の処理を行ったうえで公共下水道に投入し、環境負荷の低減と安全性を追求されています。

なお、この施設の供用開始は、本年10月30日の予定です。

## ○巡回指導・パトロールの実施

平成20年9月17日(木)と25日(木)に、当協会の



10月30日供用開始予定の「クリーンセンター滋賀」を視察する当協会視察参加者一行  
公共下水道に放流する処理水の水質浄化を行う「クリーンセンター滋賀」の水処理施設屋内

自主事業で、岐阜圏域と中濃圏域の巡回指導・パトロールを実施しました。

この事業は、当協会適正処理委員会(粥川委員長)のメンバーが、適正処理の一層の向上を目指すため、指導・調査チームを編成のうえ、会員の処理施設等を訪問指導し、併せて周辺地域をパトロールして不法投棄の防止に努めることを目的に行っております。

- ・岐阜圏域(9月17日)

(訪問施設)

- ・玉田建設(株)(岐阜市)
- ・丸石(株)(岐阜市)
- ・岐阜振興局
- ・岐阜市環境事業部

(訪問者)

粥川委員長、木村副委員長、杉下委員、高木専務理事

- ・中濃圏域(9月25日)

(訪問施設)

- ・(株)レミックマルハチ(関市)
- ・平成舗道(有)(可児市)
- ・中濃振興局

(訪問者)

粥川委員長、杉下委員、高木専務理事



当協会適正処理委員会による会員企業処理施設の巡回指導(9月17日丸石様に於いて)

○「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの実施

この体験バスツアーは、平成16年度に岐阜県において実施され、平成17年度から岐阜県と当協会の共催事業として実施してきました。今年度も小・中学生が参加しやすい夏休みの期間中に実施し、親子連れやお年寄りの方などに参加して頂きました。

体験バスツアーでは、産業廃棄物の排出事業場、中間処理施設、最終処分場など産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の施設や不適正処理現場を見学しました。

廃棄物処理の一連の流れを見学することで、産業廃棄物の適正処理の必要性や産業廃棄物問題に対する正しい認識と理解を深めて頂けたと思います。

参加された方々から、「企業が細かいところまで気を遣い、リサイクルを徹底していることが印象に残った」、「産廃に限らず、家庭ごみについても、もっと厳しく分別しなければいけないと思った」とか、「ごみがたまる、地球や自然環境が大変だということがわかった」などの感想を頂きました。

- 参加者  
県内在住者(小・中学生は、保護者同伴)
- 日程・参加人員(主催側の人数を含む)

平成20年8月5日(火)	飛騨コース	58名
平成20年8月7日(木)	東濃コース	24名
平成20年8月8日(金)	中濃コース	49名
平成20年8月19日(火)	西濃コース	42名
平成20年8月26日(火)	岐阜コース	60名
計		233名



体験バスツアーで、処理(バイオ)技術の説明を受ける参加者(有東海バイオで)



体験バスツアーで浸出液処理設備の説明を受ける参加者(寿和工業株最終処分場で)

なお、この体験バスツアーの見学先としてご協力を頂いた当協会員は、次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

- 住友大阪セメント(株)岐阜工場(正会員)
- 有東海バイオ(正会員)
- 寿和工業(株)(正会員)
- ㈱日本環境管理センター(正会員)
- ㈱橋本(正会員)
- ㈱マテリアル東海(正会員)
- エーザイ(株)(賛助会員)
- K Y B 金山(株)(賛助会員)
- 三洋電機(株)(賛助会員)

〈社)全国産業廃棄物連合会〉

○全国正会員事務局責任者会議の開催

平成20年7月25日(金)に、(社)全国産業廃棄物

連合会と各正会員事務局との意見交換等を行うことを目的として、全国正会員事務局責任者会議が東京都内の「虎ノ門パストラル新館」にて開催されました。

会議の冒頭、國中全産連会長、新任の仁井専務理事が挨拶を述べられ、会議では、次のことについて協議や意見交換が行われました。

当協会から、高木専務理事が出席しました。

- (1)地球温暖化対策のための環境自主計画推進
- (2)電子マニフェストの普及促進
- (3)平成20年度教育研修事業
- (4)災害廃棄物処理活動支援基金
- (5)安全衛生への取り組み
- (6)収集運搬自主基準への意見取りまとめ
- (7)公益法人制度改革の最近の動向
- (8)情報交換、事務連絡など

## ○安全衛生促進研修会の開催

平成20年9月12日(金)に、東京都内の「海運クラブ」において、産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントに関する指導及び相談に対応できる各都道府県協会の安全衛生促進委員を養成するため、(社)全国産業廃棄物連合会の主催で「安全衛生促進研修会」が開催されました。

当協会からは、寿和工業(株)の澤田裕二氏と(株)國本起業の立花昌浩氏に参加して頂きました。

## 〈中部地域協議会〉

### ○第1回全体会議の開催

平成20年7月24日(木)に、平成20年度中部地域協議会第1回全体会議が静岡市内の「クーポール会館」において開催され、次の議題について協議が行われました。

当協会からは、坂理事長、粥川理事兼適正処理委員長、高木専務理事が出席しました。

- (1) 平成19年度事業報告及び収支決算報告
- (2) 全産連、各県協会との情報交換
  - ・電子マニフェストの普及
  - ・優良性評価制度のメリット
  - ・協会の名称変更

### ○第2回専務理事会議の開催

平成20年9月22日(月)に、平成20年度第2回中部地域協議会専務理事会議が静岡市内において開催され、次の議題について協議されました。

当協会からは高木専務理事が出席し、会議に先だって、静岡市内の(株)巴川製紙所の静岡工場を見学しました。

- (1) 災害廃棄物処理の体制
- (2) 各県の情報交換

## 産業廃棄物処理関係講習会の受講結果

平成20年度講習会のうち、平成20年7月16日(水)～17日(木)、9月3日(水)、9月4日(木)～5日(金)に開催された産業廃棄物処理関係講習会の受講結果は、次のとおりです。

- ・産業廃棄物収集・運搬課程(新規)

開催日	定員	申込者数	受講者数
7月16日～17日	120人	117人	113人
9月4日～5日	120	122	120

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	受講者数
9月3日	120人	61人	60人

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

## 新規加入会員の紹介

平成20年8月6日に開催された第2回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

### 【正会員】

会 員 名 代 表 者	住 電 話 番 所 号	業 の 区 分	備 考
株式会社 サンセキ 代表取締役 岩村 雅人	〒501-6065 羽鳥郡笠松町門間997 ☎058-388-1462	収集運搬業	

### (参考) 会員の状況

会員区分	5月20日現在	入 会 数	退 会 数	8月6日現在	増 減
正 会 員	367	1	3	365	△2
賛助会員	98	0	0	98	0
特別会員	2	0	0	2	0
合 計	467	1	3	465	△2

## 社名変更の紹介

(平成20年7月から平成20年9月までに届出のあった分)

区 分	新 社 名	旧 社 名
正 会 員	株式会社 イー・シー・エフ	有限会社 水野興業

## 変更届について (お願い)

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いいたします。

[連絡先] 〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

## 産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。  
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。  
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会  
TEL 058-272-9293

## ＜ 協会への入会のおすすめ ＞

### —— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願いいたします。

◎ 入 会 金    正 会 員                    10,000円

◎ 会 費    正 会 員 月 額    10,000円  
             賛 助 会 員 年 額    30,000円

◎ 入会方法    入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

### 社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12  
岐阜県水産会館1F  
TEL 058-272-9293  
FAX 058-272-6764

## ◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

### ◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)

信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)

信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)

農 業 協 同 組 合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)

労 働 金 庫 (東海労働金庫)

ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

#### ・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

#### ・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

#### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

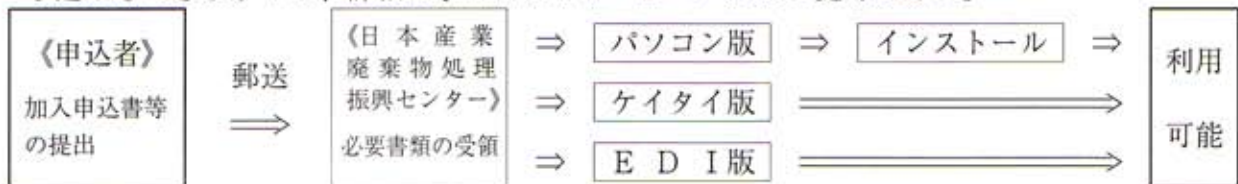
☎ 058 (272) 9293 (担当：大谷)

## 〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉

— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために —

### ○ 申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙はJ W N E Tホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されてきます。なお、インターネット(Web)での申し込みもできますので、詳細はJ W N E Tホームページをご覧ください。



### ○ 加入の単位

- ・排出事業者：排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。
- ・収集運搬業者：業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。
- ・処分業者：処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

### ○ 利用料金

#### 【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)	少量排出事業者 団体加入料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料(年 額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)	不 要
使用料(登録簿1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)	60円(税抜き)

#### 【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能 のみ利用	処分報告機能+2次登録機能の利用	
			A 料金	B 料金
加入料(加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料(年 額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで12,500円(税抜き)
使用料(登録簿1件につき)	—	—	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

### ○ 問い合わせ先

- ・社岐阜県産業環境保全協会  
 〒500-8384 岐阜市葦田南1-11-12 岐阜県水産会館1階  
 TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764
- ・(財)日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)  
 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階  
 TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277  
 ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/> Eメールアドレス [info@jwnet.or.jp](mailto:info@jwnet.or.jp)



## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

○当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）

○発送により購入する。（FAXによる注文）

### 発送を希望される方へのご案内

- 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
  - 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
  - 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。
- ☆ 産業廃棄物管理票（社）全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

### 【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

（担当：村瀬）

TEL 058 (272) 9293

FAX 058 (272) 6764

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

\* No, \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社岐阜県建設業協会)においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 午 ー

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者氏名又は  
取扱責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

F A X 番 号 \_\_\_\_\_

(注) \*印の欄は、記入しないでください。

**\*事務局記入欄**

支払	振込 No
方法	現 金
整 理	

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清 晴  
副委員長 山口 繁  
委員 天池 孝 一 大野 安 一 金森 茂  
兼 松 誠 吾 川 合 清 和 野々村 清

### 編集後記

秋は、一年の中で最も爽やかで過ごし易い季節です。しかも、収穫の秋とも言われ食物の美味しい時期でもあります。しかし、その、実りの秋には古来台風が数多く来襲して、日本人を苦しめてきました。また、地震国の日本が過去最大の震災(関東大震災)に襲われたのも秋でした。

天災は秋とは限りません。地震、台風、津波、大火事など人間の力ではどうにもならない大災害が何時、何処で起きるかは全く予測できないものであります。だからこそ、常日頃用心して、それに備える努力を怠ってはならないと思います。

この度、岐阜県と当岐阜県産業環境保全協会との間で「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書」が締結され、その関連から「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等復旧活動支援要綱」が定められました。内容については、先号の「ぎふ環境保全75号」に掲載されていますので、ご覧になった方もおありかと思いますが、契約を締結したり、要綱を定めるだけでは何の効果もありません。すみやかに実践に役立つ体制を整備し、実戦的訓練を重ねて何時でも瞬時に発動できるよう準備しなければなりません。会員各位のご協力を是非とも賜りたいと念願する次第であります。

念願する所以は、大規模災害時に我が業界が活躍することは、廃棄物処理事業に対する国民の信頼を得るとともに、社会的重要性の認識を得る機会と考えるからであります。

昨今のわが国の経済、社会情勢は、極めて厳しい状況にあります。しかし、過去のわが国の歴史を見る時、苦しい国難を国民の叡智と忍耐によって見事乗り越えてきました。その根底にあったのは、助け合い、思い遣りであったと確信しています。各位のご協力よろしく願います。

[言葉の宝石]

うんちよく [上直なれば下安し] しもやす (ことわざ格言集より)

政治を行う者が正しければ、庶民の生活は安らかになるの意。複雑な経済、社会にあって主義・主張があまりにも多様化している今日、政治を適正にコントロールすることは容易でないが、その根底にはこの精神がなければならない。人気取りや、選挙目当ての政策や、権力、利欲のために政治を利用しようとする世の中は乱れてくる。心したいものである。

記 Y. O

平成20年10月15日発行 第76号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂 志 郎

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.com.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす  
21世紀のパイオニア

とし わ  
**寿和工業株式会社**

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

**業務内容** 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

**産業廃棄物**

- 溶出試験
- 含有試験

**水質**

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

**土壌**

- 底質
- 田、畑土、など

**肥料**

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

**臭気**

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

**産業廃棄物処理業**

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず  
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず  
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

**特別管理産業廃棄物処理業**

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ  
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ  
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、  
お困りの点・お悩みの点など  
ございましたら、何なりと、  
下記までご連絡ください。

本社 / 〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地  
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

## 平成20年度 バーゼル法等説明会のご案内

環境省／経済産業省

環境省と経済産業省では共同で、バーゼル条約・バーゼル法・廃棄物処理法に基づく廃棄物等の輸出入に係る規制の概要、手続等についての説明会を開催いたします。輸出事業者・通関業者・輸出行業者のみなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

申込方法など詳細につきましては、環境省ホームページ及び日本環境衛生センターホームページ上にてお知らせしておりますので、ご参照ください。

環境省HP URL <http://www.env.go.jp/recycle/yugai/basel.html>

日本環境衛生センターHP URL <http://www.jesc.or.jp/work/assessment/basel/02.html>

### ■バーゼル法等説明会一覧(平成20年11月以降分のみ掲載)

日時	場所	会場
平成20年11月5日(水) 13:30～15:30	福岡市	福岡県自治会館2階大会議室
平成20年11月12日(水) 13:30～15:30	広島市	広島合同庁舎2号館 6階共用第7会議室
平成20年11月26日(水) 14:00～16:00	名古屋市	名古屋市工業研究所 管理棟1階ホール
平成20年12月12日(金) 13:30～15:30	東京都	さいたま新都心合同庁舎1号館 5階共用会議室5-1
平成21年2月6日(金) 13:00～15:00	仙台市	仙台第二合同庁舎2階会議室

### ■参加費 無料

### ■説明会内容

- 1 バーゼル条約、バーゼル法及び廃棄物処理法の概要について(環境省)
- 2 輸出入に当たっての必要な手続きについて(経済産業省)
- 3 質疑応答

### ■配付資料

- 1 廃棄物等の越境移動規制に関する資料集(冊子)
- 2 廃棄物等の輸出入について
- 3 廃棄物等の輸出入管理の概要 輸出入をお考えの方に(パンフレット)
- 4 バーゼル法該当貨物の輸入承認申請手続き等について
- 5 バーゼル法該当貨物の輸出承認申請手続き等について

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「**集団扱**」自動車保険  
3つのメリット

◎保険料が  
最大10%もお得

◎ご契約時には  
キャッシュレスで

◎お申し込み日  
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 岡田 TEL <058>253-9822

自然に優しい未来を築きたい

**We Love Nature & Future**



HATSURI  
KIMURA  
CORPORATION

株式会社

ハツリ  
キムラ  
研木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地  
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1  
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

# タカイ商事株式会社

## 産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

### 許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

## 積替保管

(岐阜県)

### 許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

### 許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

## 産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

### 許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は  
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

## 企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は  
私たちの使命です



# 有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことであります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



### 〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター  
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434  
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社  
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26  
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : [info@satomasa.co.jp](mailto:info@satomasa.co.jp)



社団法人 岐阜県産業環境保全協会